

公布された規則のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、県の同一の機関内で利用することができる特定個人情報及び県の他の機関へ提供することができる特定個人情報を追加しました。（別表第2、別表第3関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例施行規則

1 制定の理由及び内容

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例の施行に伴い、課税免除に係る届出の方法を定めました。（第2条、様式第1号～様式第4号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

◇静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、必要な改正を行いました。（第10条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。